

内窓設置事業の開始及び既存防音工事の充実について

～更なる機能強化実現に向けた環境対策の充実策～

本年3月の「成田空港に関する四者協議会」(以下、「四者協議会」)において合意された「成田空港の更なる機能強化に関する確認書」に基づき、下記のとおり、共生財団事業として内窓設置事業を開始いたします。当事業は、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催までにA滑走路の発着時間を変更することが四者協議会で確認されていることを踏まえ、A滑走路側を先行して実施いたします。

併せて、既存の防音工事の施工内容についても同時期に充実いたします。

今後も環境対策・地域共生策の充実を図り、地域と空港との共生共栄を実現してまいります。

記

1. 内窓設置事業の開始について

- (1) 事業内容 ①寝室への内窓設置工事、②寝室の壁・天井補完工事
(現に居住する家族の人数分、1人世帯であっても敷地外に子や孫がいる場合には2室対応)
- (2) 事業主体 公益財団法人 成田空港周辺地域共生財団
- (3) 対象エリア 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(騒特法)防止地区(A滑走路側)
※事業開始日時時点で所在する住宅が対象となります。
- (4) 事業開始日 2018年10月1日(月)
※上記以外の「防止地区」及び「各滑走路の防止地区に挟まれた谷間地域」への内窓設置事業は、新たな「騒防法の第1種区域指定の告示」及び「騒特法の防止地区の都市計画変更の告示」が行われた後、速やかに実施いたします。

2. 既存防音工事の充実について

- (1) 実施項目 ①ペアガラスへの助成、②世帯の人数による防音工事限度額の柔軟化、
③浴室、洗面所、トイレの外郭防音化
- (2) 事業主体 成田国際空港株式会社、公益財団法人 成田空港周辺地域共生財団
- (3) 対象エリア 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(騒防法)第1種区域内(A滑走路側)
※適用開始日以降に防音工事を行う住宅が対象となります。
- (4) 適用開始日 2018年10月1日(月)
※上記以外の対象エリアの適用開始日については新たな「騒防法の第1種区域指定の告示」が行われた後、速やかに実施いたします。

以上

内窓設置イメージ

